

令和5年度 一般会計 7款2項1目 依存症対策事業 11節(3)広告料

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 精神保健福祉課 担当者名 ^{かみや} ^{こうの} 神谷・紅野 電 話 6 6 2 - 3 5 5 4
----------	---------	-----	--

設 計 書

1 委 託 名 令和5年度若年層向け依存症啓発動画YouTube広告掲出業務

2 履 行 場 所 健康福祉局精神保健福祉課

3 履行期間 期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
又は期限 期限 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
YouTubeにおいて、依存症の正しい理解を促進する動画広告を掲載
する。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額	¥ _____
内 訳 業 務 価 格	¥ _____
消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状・ 寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
YouTubeにおける 動画広告の掲載 (最低クリック(完全視聴)回数)		1,200,000	回			ひと月あたり 100,000回
事務手数料		1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 件名

若年層向け依存症啓発動画 YouTube 広告掲出業務

2 業務内容

(1) 依存症を正しく理解し、依存症の予防につながるきっかけとなる YouTube 広告を掲出する。

ア 媒体

YouTube (スキップ可能なインストリーム広告)

イ 最低目標クリック (完全視聴 (30 秒視聴)) 回数/月

100,000 回/月以上

ウ 概要

- ・デジタル広告による動画の完全視聴及びウェブサイトへの誘導を目的とする。業務の目的を達成するために最適な配信方法や配信回数の目安を横浜市と協議のうえ決定すること。
- ・広告の実施状況を確認するために逐次横浜市に報告を行うこと。

エ ターゲット属性

- ・横浜市内在住、16 歳～25 歳、男女。
- ・学業、人間関係、家族関係等による悩み、生きづらさ等を抱えやすい高校生、大学生を中心とした世代。

※YouTube における年齢ターゲティングは 18 歳以上であるため、横浜市と協議の上、コンテンツターゲティングも合わせて実施する。

オ クリエイティブ

アニメーション動画 (約 1 分 30 秒)

※広告に使用する画像等の素材は双方協議のうえ、原則横浜市から提供する。

カ 誘導先ウェブページ

横浜市公式ウェブサイト 依存症対策～やめたくてもやめられない方々へ～

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

上記ページ内の横浜市が指定するページへ誘導する。

(2) 業務実施によって収集したデータを随時分析し、履行期限内により効果的・効率的な広報戦略を展開する。

3 期待する効果

依存症の知識がない、偏見を持っているなどの若年層に対して、動画を見ることで依存症へ関心をもってもらい、正しく理解する。

4 クリエイティブ (動画) の提供日

令和 5 年 3 月 15 日予定

5 掲出期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

6 実施報告

月ごとの掲出した実績がわかる報告を行うこと。実績は、日にち・時間帯ごとの表示回数、クリック数、クリック率、完全視聴回数、完全視聴率、単価等の数字結果と視聴者属性（性別、年代）結果を翌月10日までに横浜市に報告すること。また、報告をもとにした今後に向けての示唆をまとめたレポートを作成のうえ、横浜市に提案し、協議した上で実行すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、横浜市と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、横浜市が報告・打合せ等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、横浜市が公表している又は横浜市が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ横浜市の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務の実施のために創作した著作物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう）は、写真・イラスト等を含め、全て横浜市に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、横浜市が二次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても横浜市は責任を負わないものとする。

8 停止条件

本仕様書は、令和5年度の予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする。令和5年度の予算の議決がなされない場合には、仕様書として成立しない。